

## 育児休業給付の支給要件について

### 被保険者・事業主のみなさまへ

育児休業給付は、被保険者の方が1歳（一定の場合は1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと受給できる制度です。

育児休業給付の支給対象となる育児休業について、平成24年4月1日以降の支給から、次のとおりになりました。

支給単位期間（※1）において、

**「就業していると認められる日数が10日以下」**（※2）

であることが必要になりました。

※1 育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月間の期間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間）をいいます。

※2 従来は、事業所の所定労働日以外の日も含めて「全日に渡って休業している日が20日以上」（支給単位期間に2月末日を含む場合、18日（閏年の場合19日）以上）。

平成24年4月1日からは、例えば、支給単位期間の実日数が31日の場合、「全日に渡って休業している日」が21日以上必要になります。

※3 育児休業の開始日にかかわらず、この要件が適用されます。

介護休業給付においても同様です。

詳しくは、お近くのハローワークにおたずねください。



厚生労働省  
都道府県労働局  
公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省  
都道府県労働局  
公共職業安定所（ハローワーク）